

会津坂下町長期財政計画

(令和 7 年度～令和 1 6 年度)

会 津 坂 下 町

令和 7 年 2 月

I. 趣旨

本町においては、財政健全化アクションプランにより令和6年度までの5年間を財政健全化重点期間として、財政健全化に取り組み、健全化判断比率等の改善、基金の増加、地方債残高の減少等、一定の改善が図られた。

しかしながら、行政サービスの維持・向上には、長期的な視点に立った財政運営が必要であり、また、新庁舎建設事業により多額の財政支出が見込まれるため、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画に掲げる「行財政基盤の確立」に向け、長期財政計画を作成する。

II. 財政運営方針

1. 計画は10年間とし、毎年度見直す。
2. 財政調整基金は、最低限必要と言われる標準財政規模の10%は確保しているが、全国規模で発生している災害や単年度収支が赤字となる場合には財源の調整に柔軟に対応できるよう、財政調整基金残高は10億円程度を維持する。
3. 行政センター建設整備基金は、庁舎完成は令和11年度と予定されており、今後、物価高騰、労務単価の上昇が見込まれるため、令和10年度まで基金を積立てる。
4. 新庁舎建設完了後は、過疎債の交付税措置分を可能な限り、減債基金に積立てる。
5. 起債は、交付税措置が有利な過疎債を活用見込みであることから、これまで財政健全化アクションプランにより上限を2億円と定めていたが、臨時財政対策債及び災害発生等の特段の事情を除き、上限を3億円とする。

Ⅲ. 令和6年度作成 財政計画

(単位：千円)

○歳入	第六次振興計画 後期					第七次				
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
町税	1,660,702	1,657,300	1,636,300	1,643,300	1,644,300	1,629,300	1,639,300	1,638,300	1,623,300	1,631,300
地方譲与税	93,180	92,247	91,323	90,409	89,503	88,607	87,719	86,840	85,970	85,109
利子割交付金	1,157	1,145	1,133	1,121	1,109	1,097	1,086	1,075	1,064	1,053
配当割交付金	4,438	4,393	4,349	4,305	4,261	4,218	4,175	4,133	4,091	4,050
株式等譲渡所得割交付金	3,080	3,049	2,749	2,721	2,693	2,666	2,639	2,612	2,585	2,559
法人事業税交付金	33,000	32,670	32,343	32,019	31,698	31,381	31,067	30,756	30,448	30,143
地方消費税交付金	390,197	386,295	382,432	378,607	374,820	371,071	367,360	363,686	360,049	356,448
環境性能割交付金	4,559	4,513	4,467	4,422	4,377	4,333	4,289	4,246	4,203	4,160
地方特例交付金	11,815	10,665	10,558	10,452	10,347	10,243	10,140	10,038	9,937	9,837
地方交付税	3,135,161	3,034,025	2,968,959	2,932,858	2,898,643	2,901,098	2,874,819	2,845,654	2,828,723	2,780,998
交通安全対策特別交付金	1,149	1,137	1,125	1,113	1,101	1,089	1,078	1,067	1,056	1,045
分担金及び負担金	169,357	167,663	175,791	174,033	172,292	170,569	168,863	167,174	165,502	163,846
使用料及び手数料	102,351	101,327	102,108	101,086	100,075	99,074	98,083	97,102	96,130	95,168
国庫支出金	742,402	591,492	648,462	681,486	544,497	547,754	580,042	596,464	561,842	566,464
県支出金	838,057	758,834	788,952	734,636	653,702	710,808	673,693	665,342	651,832	680,032
財産収入	10,709	10,709	10,709	10,709	10,709	10,709	10,709	10,709	10,709	10,709
寄附金	450,100	450,100	450,100	450,100	450,100	450,100	450,100	450,100	450,100	450,100
繰入金	447,584	289,966	433,410	768,773	505,540	337,026	331,100	271,100	271,100	241,100
繰越金	220,000	248,626	129,596	147,386	123,253	109,658	105,504	108,521	100,052	104,747
諸収入	201,730	107,319	61,425	62,135	61,749	61,367	60,989	60,615	60,244	59,877
町債（その他）	260,000	259,000	210,000	229,000	165,000	165,000	183,000	271,000	180,000	180,000
〃（特殊事情）	195,000	327,000	903,000	1,125,000	728,000	111,000	0	0	0	0
〃（臨時財政対策債）	0	13,556	13,421	13,286	13,153	13,022	12,892	12,763	12,635	12,509
歳入合計	8,975,728	8,553,031	9,062,712	9,598,957	8,590,921	7,831,190	7,698,647	7,699,297	7,511,572	7,471,254

○歳出	(単位：千円)									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
人件費	1,737,322	1,727,298	1,726,036	1,713,432	1,700,313	1,695,497	1,691,616	1,677,241	1,668,048	1,668,356
物件費	1,550,057	1,321,521	1,237,947	1,244,075	1,217,376	1,280,739	1,240,260	1,267,437	1,101,065	1,118,330
維持補修費	193,514	181,196	178,752	178,752	178,752	178,752	178,752	178,752	178,752	178,752
扶助費	745,482	741,086	723,336	720,218	719,728	719,247	718,776	718,314	717,862	717,690
補助費等	1,667,585	1,561,178	1,535,364	1,547,651	1,553,976	1,543,810	1,542,787	1,542,878	1,551,390	1,543,929
公債費	794,131	682,556	621,539	627,438	659,511	679,386	668,817	641,948	590,543	528,349
積立金	379,804	389,543	326,816	335,816	323,720	316,720	300,320	287,920	283,920	285,920
繰出金	872,923	906,917	888,030	896,149	868,048	870,248	885,012	881,129	880,899	833,948
出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通建設事業費	755,221	888,649	1,654,256	2,188,922	1,236,591	418,037	340,536	380,376	411,096	412,056
災害復旧費	3,627	4,088	4,046	4,046	4,046	4,046	4,046	4,046	4,046	4,046
予備費	27,436	19,403	19,204	19,205	19,202	19,204	19,204	19,204	19,204	19,204
歳出合計	8,727,102	8,423,435	8,915,326	9,475,704	8,481,263	7,725,686	7,590,126	7,599,245	7,406,825	7,310,580

収 支	248,626	129,596	147,386	123,253	109,658	105,504	108,521	100,052	104,747	160,674
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

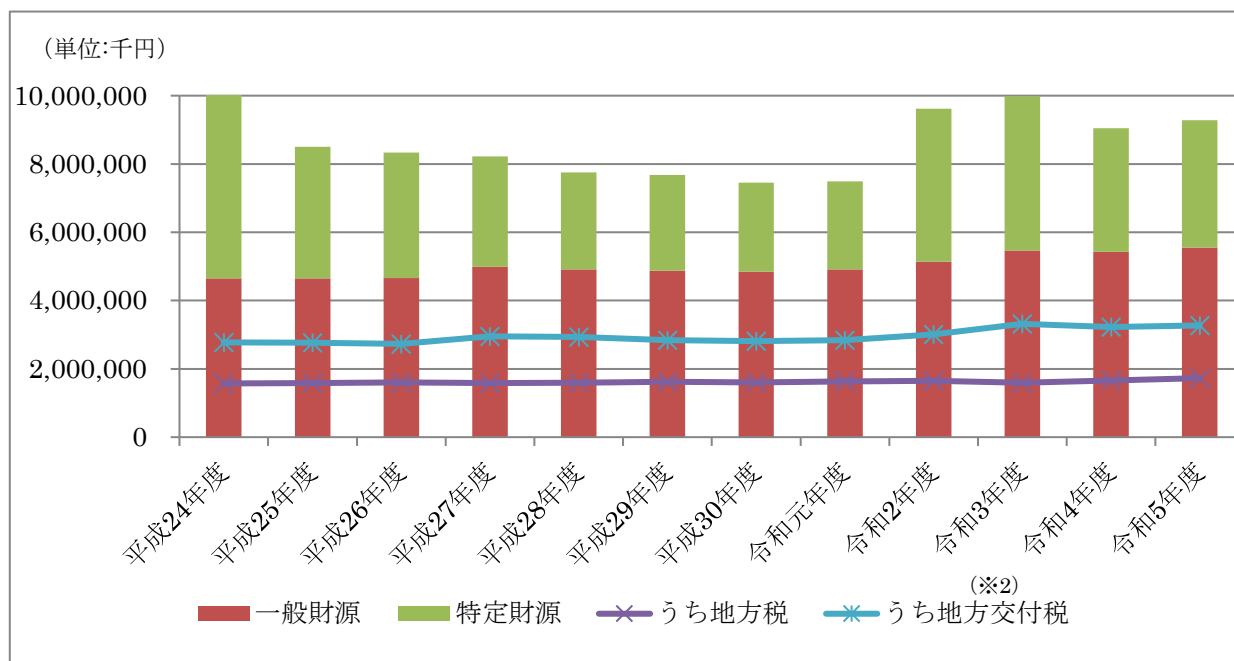
財政調整基金残高（収支分措置後）	772,361	897,361	962,361	966,061	992,161	987,161	950,161	975,161	985,961	991,261
新庁舎建設基金残高	1,087,032	1,038,166	845,856	318,183	46,243	10,317	0	0	0	0
職員定数（見込）	173	174	175	175	174	173	172	171	170	169
経常収支比率	86.7%	87.9%	87.8%	88.1%	88.1%	88.0%	88.0%	88.1%	88.0%	87.3%
実質公債比率	7.8%	6.5%	5.4%	5.3%	5.7%	6.5%	7.3%	7.7%	7.5%	7.1%
将来負担比率	50.6%	48.5%	63.1%	89.2%	100.9%	96.1%	89.8%	84.4%	78.2%	72.7%

IV. 財政の現状

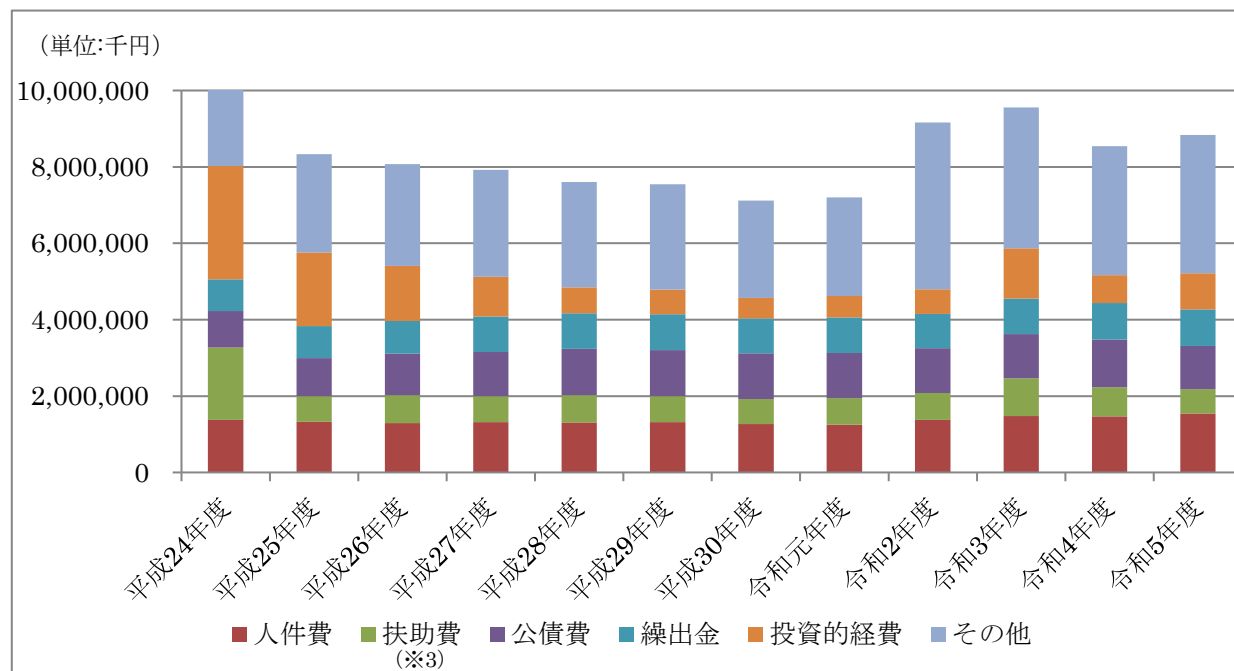
(※1)

1. 普通会計決算状況の推移

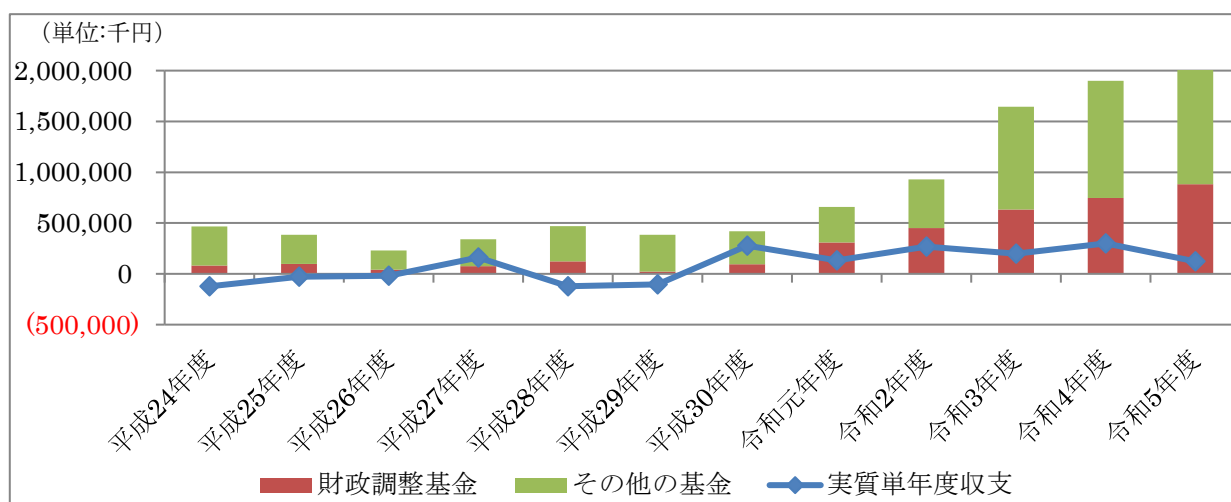
(1) 歳入決算額の推移



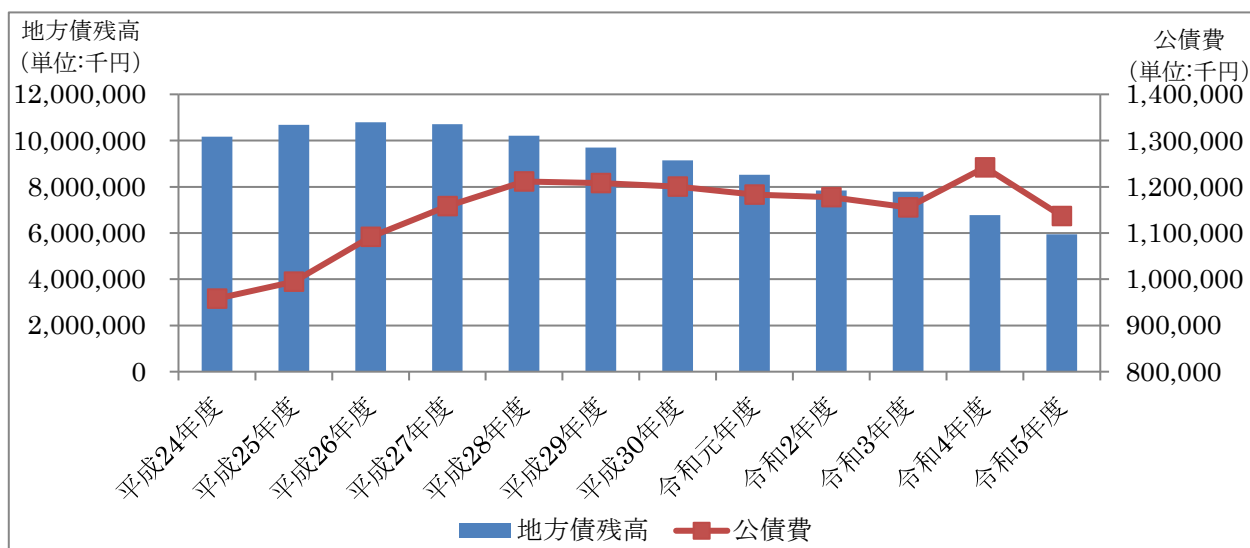
(2) 歳出決算額の推移



(※4) (※5)
(3) 実質単年度収支と基金残高の推移

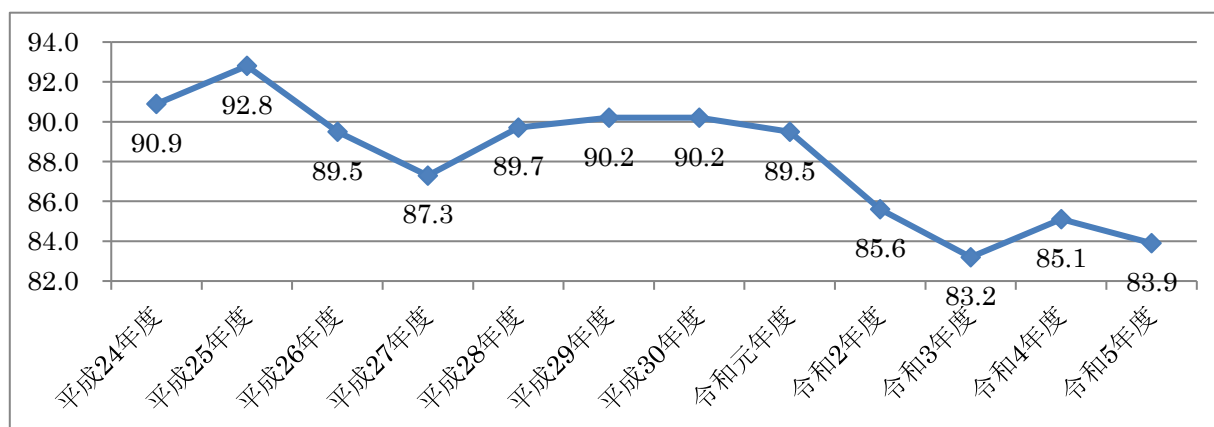


(※6) (※7)
(4) 地方債残高と公債費の推移



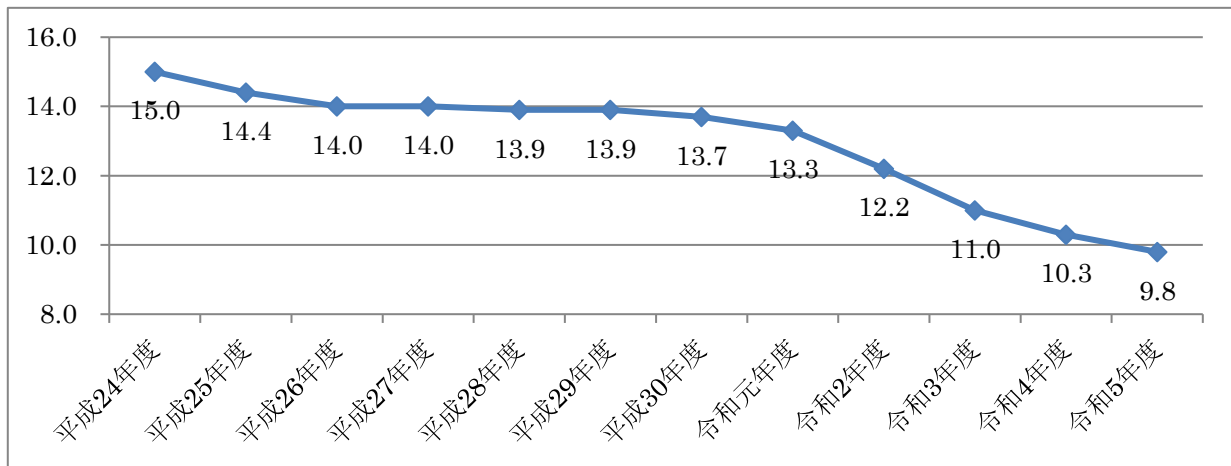
(※8)
2. 健全化判断比率等の推移

(1) 経常収支比率の推移 (※9)



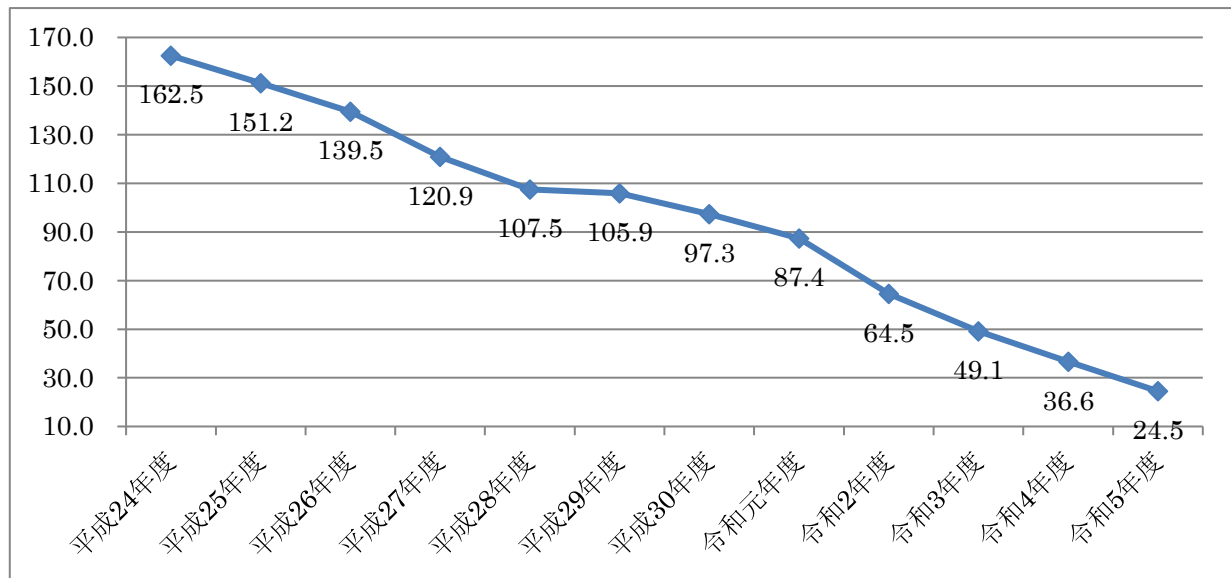
(※10)

(2) 実質公債費比率の推移



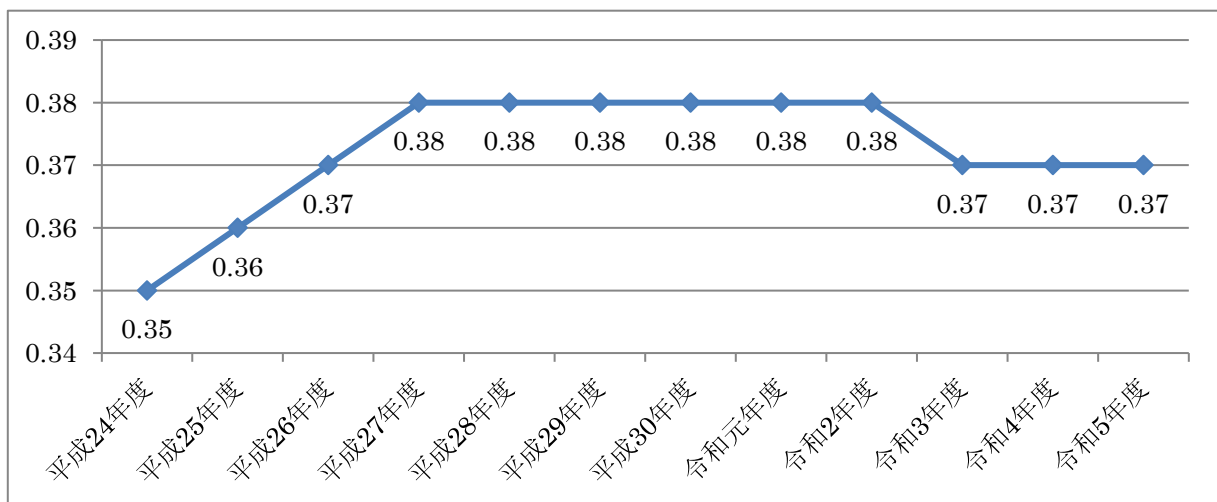
(※11)

(3) 将来負担比率の推移



(※12)

(4) 財政力指数の推移



【参考】財政用語の説明

(※1) 普通会計

町の会計には、一般会計以外に特別会計があります。この特別会計のうち、地方公営事業会計以外の会計と一般会計の合計を普通会計といいます。本町の場合、一般会計と坂下東第一土地区画整理事業特別会計の合計が普通会計となります。

(※2) 地方交付税

地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税のそれぞれ一定の割合並びに地方法人税の全額を、国が地方自治体に対して交付する税です。普通交付税と特別交付税があります。

(※3) 扶助費

社会保障制度の一環として、各種法令に基づいて町が実施する給付などです。(例：児童手当、乳幼児・児童医療費など)

(※4) 実質単年度収支

当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を単年度収支というが、この単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立金、地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額です。

(※5) 基金

町が条例の定めるところにより、特定の目的のために資金を積み立て、財産の維持や事業費の財源とするために準備しておく貯金のようなものです。年度間の財源不足に備える財政調整基金のほか、償還に充てる減債基金、特定の事業の財源とする公共施設整備基金などがあります。

(※6) 地方債

町が1会計年度を超えて行う借入のこと。公共施設の整備などの財源とすることで後世の住民が地方債の償還という形で整備費を負担することで世代間の負担の公平を図ることや、一度に多額の財源を必要とする場合に、10年、20年などと長期に分割、平準化することができます。

(※7) 公債費

町が発行した地方債の元利償還等に要する経費。いわゆる借金の返済金にあたるものです。

(※8) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称。このいずれかの基準が一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

(※9) 経常収支比率

財政の弾力性を判断する指標で、人件費・扶助費・公債費などのように毎年経常的に支出される経費（経常経費）に充当された一般財源の額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを表します。

(※10) 実質公債費比率（3 か年平均）

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の財政標準規模を基本とした額に対する比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

(※11) 将来負担比率

公社や損失補てんを行っている出資法人等に係るものも含め、町の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。町の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

(※12) 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

【推計方法】

(歳入)

- ・町税は R7 収入見込を基本とし、人口減少等を勘案し試算。なお、固定資産税は評価替え年度に減額、次年度、次々年度は増額と、評価替えを基準に 3 年サイクルで推移すると試算。
- ・交付金等は国資料をもとに試算。R8 以降は人口減少を勘案し試算。
- ・地方交付税は、普通交付税は R9 までは地方財政同水準ルールは継続すると見込み、人口減少を勘案し試算。公債費は、起債のシミュレーションに合わせ試算。
- ・分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入は R7 は項目ごとの積算、R8 以降は人口減少を勘案し試算。
- ・国・県支出金は各事業の実施計画にあわせ、現在の補助基準により計上。
- ・財産収入は R7 は項目ごとの積算、R8 以降は同額。
- ・寄附金は R7 は当初予算で計上、R8 以降は同額。
- ・繰入金は財政調整基金繰入は、R8 以降は前年度のふるさと納税分の基金積立分を繰入。
廃棄物基金繰入は 1,200 万円定額計上。
- ・庁舎基金繰入は、庁舎建設事業費分のうち地方債を除く事業費分を繰入。
- ・地方債は特殊事情を除き、公債費の 2 分の 1 以内で、各事業に過疎債を可能な限り適用。
臨時財政対策債は R6 の発行額をもとに試算。R7 は発行なし。

(歳出)

- ・人件費は職員数等の増減等により計上。なお、給与改定等は考慮しないものとする。
- ・維持補修費は除雪経費は R7 は積算により試算。R8 以降、各施設の修繕は年間 4,000 万円以内で計上。
- ・扶助費は各事業の事業計画に基づき計上。
- ・補助費等は一部事務組合負担金、水道・下水道事業会計への補助、単独補助金の推移を反映。
- ・公債費は既発債、新発債の元利償還金の積み上げ（R8 以降の事業計画に合わせて積算）。
- ・積立金は財政調整基金積立は、当該年度のふるさと納税寄附金から経費及び寄附目的（庁舎建設・町長お任せ）分を除いた分を計上。地方自治法に基づく、繰越金の 1/2 の積立金を計上。
- ・繰出金は国民健康保険特会、介護保険特会、後期高齢者医療特会、坂下東特会、基金繰出金のそれぞれについて、収支見通しを作成し繰出金の額を計上。
- ・普通建設事業費は各事業の事業計画に基づき計上。除雪機械は導入予定により計上。
- ・災害復旧事業費は事業計画に基づき計上。